

5

土地改良長期計画 (骨子案)

10

15

令和 7 年 5 月 1 9 日

20

土地改良長期計画 目次

第1 土地改良事業の目的 5

第2 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の新たな視点 . 7

- 5 1 農業・農村をめぐる情勢及び課題
 - (1) 食料安全保障を取り巻く環境の変化
 - (2) 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響
 - (3) 農業生産基盤・農村インフラの脆弱化
 - (4) 自然災害リスクの増大
- 10 (5) 持続可能な環境配慮の主流化
- (6) 農業・農村の多様性への配慮
- (7) 建設業を取り巻く情勢の変化
- 2 土地改良事業の新たな視点

第3 土地改良事業の基本的な方向性と政策課題 12

- 15 1 土地改良事業の基本的な方向性
 - (1) 食料・農業・農村基本法の改正
 - (2) 食料・農業・農村基本計画の策定
 - (3) 土地改良法の改正
 - (4) 国土強靱化実施中期計画（素案）の策定
- 20 2 農業・農村に関する施策展開の考え方
～食と暮らしを支える水と土の未来のために～
- 3 本計画における政策課題
 - (1) 生産性向上等に向けた生産基盤の強化
 - (2) 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保
 - 25 (3) 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化
 - (4) 農村の価値や魅力の創出

第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策 17

- 1 政策課題と政策目標の枠組み
 - (1) 目標と具体の施策
 - 30 (2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策

(1) 政策課題 1 : 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標 1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた
基盤整備による生産コストの低減

5 政策目標 2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大

(2) 政策課題 2 : 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標 3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機
能確保

10 (3) 政策課題 3 : 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強
靱化

政策目標 4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防
災・減災対策の推進

(4) 政策課題 4 : 農村の価値や魅力の創出

15 政策目標 5 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が
住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機
会の創出

第5 大規模自然災害への対応 34

1 東日本大震災からの復旧・復興

2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

20 3 大規模自然災害への備え

第6 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項 ・ 36

1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応

2 土地改良区の運営体制の強化

3 技術開発の促進と普及、人材の育成

25 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

5 関連施策や関係団体との連携強化

6 国民理解の醸成

第1 土地改良事業の目的

- 5 5 我が国においては、農地が現在の人口 1.2 億人分の需要全体を賄うために必要な面積の 3 分の 1 程度しかなく、さらに農業者の急速な減少及び高齢化が見込まれる中、食料安全保障の確保を図るためには、人・農地・水等の資源をフル活用し、食料自給力を確保することが必要である。
- 10 10 土地改良事業は、自然資本である「土」と「水」に直接手を加え、良好な営農条件を備えた農地及び農業用水を確保し、これらの有効利用を図ることにより、農業の生産性の向上を促進するとともに、気候変動等による災害の防止又は軽減を図ることにより、農業生産活動が継続的に行われるようにするためのものである。
- 15 15 農地の区画拡大、排水改良等の基盤整備は、農作業の機械化・省力化を可能とし、労働時間の大幅な縮減及び担い手への農地の集積・集約化による労働生産性の向上を実現するものである。また、水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設等の基盤整備は、農作物の収量増加や品質向上に加えて、野菜、果樹等の園芸作物への転換を可能とすることで土地生産性の向上を図るなど、生産の自由度を高めるものである。
- 20 20 かんがい排水のために造成されたダム、ため池、頭首工、用排水機場や、国土に張りめぐらされた延長約 40 万 km に及ぶ用排水路は、我が国の全農地面積約 430 万 ha の 3 分の 2 に当たる 284 万 ha に対し安定的に用水を供給するとともに、国土の保全や健全な水循環の維持・形成に寄与し、また、親水空間の提供、防火、消流雪等の地域用水機能を発揮している。
- 25 25 排水機場や排水路の整備は、排水条件の改善や水田の乾田化により、農作業の機械化及び多様な農業経営を実現するだけでなく、低平地における有効な土地利用を確保するとともに、都市化・混住化が進展した地域における湛水被害を抑制し、農村の安全・安心な暮らしの確保に貢献している。
- 30 30 基盤整備を契機とした 6 次産業化の取組等は、農村における所得の向上及び雇用機会の創出を実現し、農道、農業集落排水施設等の農村インフラの整備は、農村に人が住み続けられる環境を確保するものである。
- 30 30 農村は、国民に不可欠な食料を安定供給する基盤であるとともに、農業を始めとする様々な産業が営まれ、多様な地域住民が生活する場でもある。さらには国土の保全、生物多様性の保全といった、多面的機能が発揮される場所である。土地改良事業は、農業生産基盤と農村生活環境の整備・保全を通じて、農村の振興にも大きな役割を果たしている。

- 5 • これらの目的や役割を達成する上で重要な土地改良事業の特性として、農業者の発意に基づき、実施区域内の農業者の3分の2以上の同意をもって実施することが原則となっている点が挙げられる。事業の発意、同意、実施に至る過程においては、農業者を中心とした多様な関係者が、地域における農業・農村の将来像を見通し、世代を越えて事業の効果が発揮されるよう合意形成を図っている。
- 10 • また、土地改良事業により整備された農地・農業水利施設等は、土地改良区を始めとする農業者組織により共同で利用・管理されている。保全管理には、農村に住む多様な人々も関与しており、「農村協働力¹」を強化していくことにより、農村の維持・発展を促すことが重要である。

¹ 農村における社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）に相当するもの。農村における社会資本の共同利用・共同管理等を基軸とした人々のつながりにより発揮される能力ないし機能であり、農業生産の基盤である農地や農業水利施設等の「社会資本」、それと密接不可分な関係にある自然環境や生態系といった「自然資本」、同じ空間で生産と生活を営む農業者や地域住民等の「人的資本」を媒介し円滑に機能させることにより、地域の潜在力が総合的に発揮され、農村が持続的かつ安定的に存続することを可能とするもの。

第2 農業・農村をめぐる課題と土地改良事業の新たな視点

1 農業・農村をめぐる情勢及び課題

5 土地改良事業を計画的かつ効果的に実施するに当たっては、農業・農村を取り巻く内外の諸情勢についての的確に認識した上で、対処していくことが重要である。

(1) 食料安全保障を取り巻く環境の変化

- ・ 世界人口は増加を続け、令和6年(2024年)時点で82億人となっており、世界の食料需要も増加している。
- 10 世界的な食料生産の不安定化を助長しているのが、気候変動によって頻発化する異常気象である。地球温暖化の進展により、高温、干ばつ、大規模な洪水等による災害が頻発化し、毎年のように、世界各地で局所的な不作が発生している。
- ・ 新興国等において、食料の需要が増加しており、輸入量も急増している。
- 15 その結果、世界最大の農林水産物純輸入国は平成10年(1998年)時点で日本がトップシェア(40%)であったが、令和3年(2021年)には中国がトップシェア(29%)となり、食料貿易のプライスメーカーとなっている。
- ・ 近年ではロシアのウクライナ侵略等の影響により食料価格指数の高騰が見られるなど、世界的な食料需給が不安定化する中、食料の輸入価格は上昇し、
- 20 安定的な輸入にも懸念が生じている。

(2) 農業者の減少に伴う農業生産活動等への影響

- ・ 我が国の総人口は平成20年(2008年)をピークに減少しているが、農村は都市に先駆けて人口減少が進行し、農業者の減少・高齢化が著しい。基幹的農業従事者(15歳以上の世帯員のうち、仕事として主に自営農業に従事している者)は、平成12年(2000年)の240万人から令和6年(2024年)には111万人と半減し、その年齢構成のピークは70歳以上となっている。20年後の基幹的農業従事者の中心となることが想定される現在の60歳未満層は、全体の約2割の25万人程度にとどまっている。
- 25 30 農村、特に中山間地域では人口減少・高齢化がより急速に進んでおり、集落による共同活動により支えられてきた農業生産活動への影響だけでなく、

農村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念される。

(3) 農業生産基盤・農村インフラの脆弱化

- 5 • 食料生産と国土保全の基盤である農地の面積は、荒廃農地の拡大、宅地等への転用等により、近年は、毎年約3万 ha ずつ減少しており、ピーク時の609万 ha（昭和36年、1961年）から427万 ha（令和6年、2024年）となっている。
- 10 • 基幹的な農業水利施設については、更新整備を進めているものの、標準耐用年数²を超過した基幹的施設数の割合は、平成19年（2007年）から令和5年（2023年）にかけて42%から58%、基幹的水路延長の割合は、25%から48%へと増加している。これらの施設は、機能診断、健全度評価、劣化予測等を行い、あらかじめ、補修・更新の工法や時期を定め、計画的な対策を行うことがより一層重要となっている。
- 15 • 施設の老朽化が進行する中、特に管水路（パイプライン）については、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、近年、破裂、漏水等の突発事故が多発している。こうした事故の頻発化は、食料供給を不安定なものにするだけでなく、農村地域の生活等に深刻な被害を及ぼすおそれがある。
- 20 • 農村インフラについては、供用開始後20年を経過するものの割合が、令和6年（2024年）時点で農道橋は84%、農道トンネルは68%、農業集落排水施設は84%であり、近年増加している。これらの施設は、点検、診断、個別施設計画の策定・更新を行い、あらかじめ、補修・更新の工期や時期を定め、計画的に補修・更新を行うことがより一層重要となっている。

(4) 自然災害リスクの増大

- 25 • 近年、気候変動の影響により、集中豪雨が激甚化・頻発化している。1時間降水量50mm以上の平均年間発生回数は、昭和51年（1976年）から昭和60年（1985年）までの約226回から、直近10年間の平成26年（2014年）から令和5年（2023年）までの約330回へと約1.5倍に増加している。
- 今後、短時間強雨の発生回数の増加、降雨規模の増大はますます顕著になるものと予想され、将来的に洪水リスクが増加し、老朽化により劣化した農

² 所得税法等の減価償却資産の償却期間を定めた財務省令を基に農林水産省が定めたものであり、主なものは以下のとおり。

貯水池：80年、取水堰（頭首工）：50年、水門：30年、機場：20年、水路：40年

業水利施設等が被災するリスクも増加することが懸念されている。

- 5 • 一方で、日降水量 1.0mm 以上の年間日数は減少しているほか、日本の平均気温は 100 年当たり 1.4℃の割合で上昇し、令和 6 年（2024 年）の平均気温は過去最高を記録するなど、渇水及び高温による収量、品質の低下等農作物への影響が懸念されている。
- 10 • また、南海トラフ地震の被害想定範囲には、全国の基幹的農業水利施設の約 3 割が存在している中、今後 30 年以内に南海トラフ地震が発生する確率が 80%に引き上げられるなど、大規模地震の発生による被災リスクが高まっている。
- 10 • こうした自然災害の激甚化・頻発化により、農地・農業水利施設において、豪雨による湛水被害、地震による施設の破損等、多大な被害が発生している。農業用ため池は全国に約 15 万か所、うち防災重点農業用ため池³は約 5 万 3,000 か所存在しており、豪雨や地震により被災する事例が多発している。

（５）持続可能な環境配慮の主流化

- 15 • 農業は自然環境との親和性が高い産業である一方、化石燃料、化学農薬・化学肥料の使用等による温室効果ガスの発生や水質悪化に伴う、気候変動及び生物多様性への影響が懸念されている。
- 20 • これらの背景を踏まえ、パリ協定や SDGs の採択以降、気候変動、生物多様性の保全等の地球規模の課題に取り組むことが求められており、農業においても、環境と調和のとれた食料システムの確立が求められている。
- 20 • このため、「みどりの食料システム戦略」（令和 3 年 5 月策定）に基づき、調達、生産、加工・流通及び消費のサプライチェーン全体において、環境負荷低減の取組を進めることとしている。

（６）農業・農村の多様性への配慮

- 25 • 我が国の農業は、地域ごとの地理的・気象的条件の違いを背景に、稲作、畑作、施設園芸、果樹、畜産など、多様な営みが展開され、経営形態・経営規模の多様化が進んでいる。
- 25 • 農村では、人口減少・高齢化、混住化、土地持ち非農家の増加等の構造変化により、地域を支える農村協働力が低下しつつある。

³ 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和 2 年法律第 56 号）に基づき、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものとして都道府県が指定した農業用ため池。

- ・ 多様な実態及び構造変化を踏まえつつ、農業生産、農村環境を健全に維持・保全し、次世代へ継承するため、農業・農村の多様性に配慮した、より柔軟な取組が求められている。

(7) 建設業を取り巻く情勢の変化

- 5 ・ 建設業では、働き方改革の一環として、令和6年(2024年)4月から時間外労働の上限規制が適用されている。また、現場では担い手の高齢化が進んでおり、建設業就業者数も減少していることから、ICT技術の活用等による省力化・省人化の推進とともに、将来的な担い手の育成・確保が喫緊の課題である。
- 10 ・ 労務単価は、令和4年(2022年)と比較して令和7年(2025年)までの間に約18%上昇している。また、建設資材の価格は、令和4年(2022年)4月と比較して令和7年(2025年)4月までの間に約23%上昇している。労務単価及び資材価格の上昇に伴い、総事業費の増加や事業工期の延伸が懸念される。
- 15 ・ 特に、土地改良に関わる建設業においては、労働環境や経営基盤の脆弱さが課題となっている。従事者の高齢化が進む中、技能の継承や担い手の確保が急務である。
- 20 ・ 加えて、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、迅速かつ的確な災害対応能力の強化も求められており、また、農村における人口減少・高齢化に伴い地域住民による農業水利施設等の継続的な維持管理が課題となっている中、土地改良施設についての知見をいかし維持管理に参加するなど、地域の安全・安心を支える重要な役割が期待される。

2 土地改良事業の新たな視点

- 25 ・ 我が国の農業・農村を取り巻く情勢及び課題を踏まえると、今後、土地改良事業の実施に当たっては、これまで以上に新しい視点を取り入れていくことが求められる。
- 30 ・ 食料安全保障の状況変化や農業者の減少に対して、スマート農業の推進や農地の集積・集約化に資する農地の大区画化、管理作業の省力化整備及び情報通信環境整備並びに消費者の需要に即した農業生産のための水田の汎用化・畑地化及び畑地整備に加えて、これらを実現するために必要な農業水利施設の整備・保全を通じて生産性の向上を図ることにより、食料自給力の確保に貢献することが求められる。

- ・ 農業水利施設の老朽化に対しては、計画的な補修・更新や、状況に応じた迅速な補強等を実施するための新たな仕組みを活用するとともに、ロボット技術等の最新の技術的な知見を踏まえつつ維持管理の効率化・高度化を図ることで、農業水利施設の機能を持続的に保全していくことが求められる。
- 5 ・ 集中豪雨、大規模地震といった自然災害リスクの増大に対しては、将来予測に基づく新たな計画策定手法の導入、防災重点農業用ため池の防災工事等の加速化、健全度評価等に基づく農業水利施設の長寿命化・耐震化等の防災・減災対策など、国土強靱化に向けた取組を通じて、リスク軽減を実現することが求められる。
- 10 ・ 渇水及び高温による農作物への影響に対しては、流域内の水資源の有効な活用、円滑な渇水調整の取組、きめ細かな水管理等を図ることが求められる。
- ・ 農村の地域社会の維持に対しては、6次産業化、農泊等の地域資源を活用した取組と連携した農業生産基盤の整備や、人が住み続けられるための生活インフラの整備を通じて、農村関係人口を拡大させ、それらの者とともに農地
- 15 地の保全に資する共同活動を促進し、農村の振興へ貢献することが求められる。
- ・ 環境の持続可能性に対しては、農業水利施設における省エネルギー化及び小水力発電等の再生可能エネルギーの活用、農地の区画整理、ICT水管理の導入等による機械作業・水管理の効率化を通じて、温室効果ガスの削減や有機農業の拡大を後押しすることが求められる。
- 20 ・ 農業・農村の多様化に対しては、地域ごとの地形・土壌・気象条件、地域特有のニーズ等を踏まえた、柔軟かつきめ細かな基盤整備が必要であるとともに、地域内外からこれまで以上に多様な主体が参画した農村協働力を通じた対応が求められる。
- 25 ・ これらの取組を通じて、農村で継続的に農業生産活動が適切に行われることを可能とし、食料・農業・農村基本法の理念の実現に貢献する。
- ・ これらの取組を円滑に推進するため、産学官の連携・研修等による技術開発及び人材育成、食料・農業・農村への国民理解の醸成に向けた効果的な広報活動が求められる。
- 30 ・ 土地改良に関わる建設業には、人材や経済的な制約という社会的な課題を抱えながらも、ICTを活用した情報化施工技術の導入、施設の維持管理への参加などにより、良好な農業生産基盤を安全かつ着実に整備・保全していくことへの貢献が期待される。
- ・ その他、土地改良事業は、国産農産物の輸出促進等の多様な課題に対して
- 35 も、農業生産基盤の整備・保全等を通じて貢献していく。

第3 土地改良事業の基本的な方向性と政策課題

土地改良事業の使命を果たすべく、食料・農業・農村基本法及び土地改良法の改正並びに新たな食料・農業・農村基本計画及び国土強靱化実施中期計画（素案）の策定を通じて、土地改良事業の役割の明確化及び具現化に取り組んできた。それらを踏まえ、農業・農村に関する施策展開の考え方を定め、本計画における政策課題を設定する。

1 土地改良事業の基本的な方向性

(1) 食料・農業・農村基本法の改正

「食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律」（令和6年法律第44号）による改正後の食料・農業・農村基本法（以下「改正基本法」という。）では、以下のとおり見直しが行われた。

- ・ 基本理念として、「食料安全保障の確保」及び「環境と調和のとれた食料システムの確立」が新たに規定された。また、生産性向上・付加価値向上・環境負荷低減により農業の持続的な発展が図られなければならない旨及び地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨が追記された。
- ・ 「第29条 農業生産の基盤の整備及び保全」において、農業生産基盤の「整備」に加えて「保全」が追記された。さらに、生産性の向上に加え、防災・減災を図ることにより農業生産活動が継続的に行われるようにすること、先端的な技術を活用した生産方式との適合に配慮しつつ、最新の技術的な知見を踏まえた事業の効率的な実施に留意すること等が追記された。
- ・ 「第44条 農地の保全に資する共同活動の促進」、「第45条 地域の資源を活用した事業活動の促進」、「第46条 障害者等の農業に関する活動の環境整備」、「第48条 鳥獣害の対策」において、農村の振興に関するそれぞれの施策が新たに規定された。

(2) 食料・農業・農村基本計画の策定

- ・ 改正基本法に基づき、平時からの食料安全保障を実現する観点から、計画期間を5年間とし、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとされた。
- ・ 実効性を高めるため、食料安全保障の確保に関する目標及び施策の有効性を示すKPIを定め、少なくとも年1回、KPIの検証等によりPDCAサイクル

による施策の見直しを行うこととされた。

- 土地改良事業については、食料自給力の確保に向けて、農業の生産基盤の確保及び生産性向上に必要な取組として、「スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備」、「農業水利施設の戦略的な保全管理」及び「農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策」が位置付けられた。

(3) 土地改良法の改正

「土地改良法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第14号）による改正後の土地改良法（以下「改正土地改良法」という。）では、以下のとおり見直しが行われた。

- 10 • 改正基本法に即して、目的規定について、農業生産の基盤の「整備」に加え、「保全」を図る旨を明確化し、併せて、「農業の生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施」に資することを目的とするものと改正された。
- 15 • 土地改良長期計画については、良好な営農条件を備えた農用地を確保し、及び気候の変動その他の要因による災害の防止又は軽減を図るための農業生産の基盤の整備及び保全の効率的な実施を旨とするよう改正された。あわせて、計画期間に係る農業の生産性の向上、農業生産の増大及び消費者の需要に即した農業生産の推進の見通し並びに農業経営の規模の拡大等農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施の方向に即して定めることとするよう改正された。
- 20 • 農業者を含む農村人口の減少が進む中、農業水利施設の老朽化並びに自然災害の激甚化及び頻発化に対応して、農業水利施設の保全等を図るため、申請によらない国等による基幹的な農業水利施設の更新事業の創設、土地改良区が地域の関係者と連携して行う農業水利施設等の保全に係る制度の創設、
- 25 農地中間管理機構関連事業の実施主体の拡充、急施の事業への老朽化による事故及び再度災害を防止するための事業の追加等の措置を講ずるよう改正された。

(4) 国土強靱化実施中期計画（素案）の策定

- 30 • 令和5年（2023年）6月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（平成25年法律第95号）が改正され、国土強靱化実施中期計画の策定等が規定された。
- 国土強靱化実施中期計画の期間は令和8年度（2026年度）から12年度（2030年度）までの5年間としており、事業規模としては、おおむね20兆円強程度

を目途とし、今後の資材価格・人件費高騰等の影響については、予算編成過程で適切に反映する。

- 5 推進が特に必要となる施策の目標については、いづれどこで発生してもおかしくない大規模自然災害に備え、一人でも多くの国民の生命・財産・暮らしを守るため、おおむね 20 年から 30 年程度の期間を一つの目安として、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを念頭に検討・設定されている。
- 10 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日に公表された国土強靱化実施中期計画（素案）において、土地改良事業関係については、推進が特に必要となる施策として「防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進」、「『田んぼダム』等の取組の推進」、「農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策」、「農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策の推進」、「集落排水施設の耐震性能照査・保全対策」等が位置付けられた。

15 2 農業・農村に関する施策展開の考え方

～ 食と暮らしを支える水と土の未来のために～

- 20 土地改良事業の基本的な方向性を踏まえ、農業者の減少・高齢化、農業生産基盤の脆弱化、災害リスクの増加等の情勢変化が生じる状況においても、食料自給力を確保し、農業の持続的な発展を図り、食料安全保障を確保するため、食と暮らしを支える水と土を、未来に継承することを目指す。
- 25 農業生産基盤の整備・保全を通じて、農業生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善及び農業生産活動の継続的な実施を図る。
- あわせて、農村が農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることに鑑み、人口減少・高齢化等の情勢変化が生じる状況においても、農村の価値や魅力を創出し、地域社会を維持していくため、農村の振興を図る。

3 本計画における政策課題

前述の農業・農村に関する施策展開の考え方を踏まえ、食料安全保障の状況変化、農業者の減少など、我が国の農業・農村が抱える深刻かつ複雑な課題に正面から向き合い、食料安全保障の確保及び多面的機能の発揮を実現するため、本計画では、以下の 4 つの政策課題を新たに掲げ、その実現に向けて全力で取り組む。また、各政策課題の達成に向けては、「農村協働力」の発揮を通じた効果的・効

率的な施策の展開や、「環境と調和のとれた持続可能な農業生産」の実現に向けた取組の推進が必要である。

(1) 生産性向上等に向けた生産基盤の強化

- 5
- ・ 生産性の向上、農業生産の増大、消費者の需要に即した農業生産の推進、農業構造の改善等に向けて、良好な営農条件を備えた農地を確保する必要がある。
 - ・ このため、生産コストの低減に向けて農地の大区画化等の基盤整備により、農地の集積・集約化やスマート農業を推進するとともに、水田の汎用化・畑地化、畑地整備により、国内の需要等を踏まえた生産の拡大に取り組む。
- 10

(2) 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

- ・ 農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するために必要不可欠な農業水利施設については、老朽化の進行に伴う突発事故の増加、施設操作に係る人員確保の困難化、都市化・混住化、気候変動等による管理の複雑化・高度化等の課題に対応する必要がある。
 - ・ このため、農業水利施設の計画的な補修・更新、状況に応じた迅速な補強、維持管理の効率化・高度化等を推進し、農業水利施設を戦略的に保全管理することで、施設機能の持続的な確保に取り組む。
- 15

(3) 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

- 20
- ・ 近年、気候変動等により自然災害が激甚化・頻発化しており、農地・農業水利施設等において多大な被害が発生している。農業生産活動が継続的に行われるようにするためには、こうした災害の防止又は軽減を図る必要がある。
 - ・ このため、農業・農村の強靱化に向けて、防災重点農業用ため池の防災工事の加速化、気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水等、防災・減災対策の推進に取り組む。
- 25

(4) 農村の価値や魅力の創出

- ・ 農村における人口減少・高齢化等の情勢の変化が生じる状況においても、地域社会が維持され、食料供給機能及び多面的機能が発揮されるようにするためには、農村の価値や魅力の創出に向けた農村の振興を図る必要がある。
 - ・ このため、生産基盤と生産・販売施設の総合的な整備、生活インフラの確
- 30

保等を通じて、所得の向上と雇用機会の創出や、農村に人が住み続けられる生活環境の確保に取り組む。また、土地改良区、多面的機能支払制度の活動組織等の体制強化を通じて活動を活性化するとともに、環境負荷低減の取組等も活用しつつ、農業・農村に多様な人材が関わる機会を創出し、農村を支える人材の裾野の拡大に取り組む。

5

第4 政策課題を達成するための目標と具体の施策

1 政策課題と政策目標の枠組み

(1) 目標と具体の施策

- 5 農業・農村が目指すべき姿の実現に向け、事業を計画的かつ効果的に実施するため、4つの政策課題に対応した5つの政策目標を定め、その達成に向けて重点的に取り組むべき具体の施策を整理する（表1）。
- 10 なお、農業・農村が目指すべき姿の実現に当たっては、土地改良事業と関連する取組を組み合わせて実施することが有効であり、本計画において対象とする施策は、土地改良事業を基本としつつ、関連する取組も含めることとする。

(2) 成果の着実な達成に向けた土地改良事業の重点的・効果的な実施

- 15 厳しい財政事情の下で限られた予算を最大限有効に活用し、成果を着実に達成する観点から、施策の不断の点検と見直しを行うとともに、目的に応じた施策の選択と集中的実施が重要である。
- 20 施策の企画・立案に当たっては、達成すべき政策目的を明らかにした上で、大学機関、研究機関及び民間企業とも連携しつつ、根拠に基づく施策立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進するとともに、その時々国内外の需要等、情勢の変化に臨機応変に対応することが重要である。そのため、こうした取組を支える人材の育成・確保も必要である。
- 25 また、事業の実施に当たっては、ハード・ソフトの対策を適切に組み合わせつつ施策を効果的に講ずることが重要である。

25

30

(表 1) ～食料自給力の確保に資する農業農村整備～

<p>政策課題 1 生産性向上等に向けた生産基盤の強化</p>	
<p>政策目標 1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減</p>	
<p>(1) 担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進</p>	
<p>政策目標 2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大</p>	
<p>(2) 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地整備の推進</p>	
<p>政策課題 2 農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保</p>	
<p>政策目標 3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保</p>	
<p>(3) 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進</p>	
<p>(4) 施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT 導入等による維持管理の効率化・高度化の推進</p>	
<p>政策課題 3 増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化</p>	
<p>政策目標 4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進</p>	
<p>(5) 防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進</p>	
<p>(6) 気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の耐震対策、農村インフラの強靱化等の推進</p>	
<p>政策課題 4 農村の価値や魅力の創出</p>	
<p>政策目標 5 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出</p>	
<p>(7) 生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの確保</p>	
<p>(8) 多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進</p>	

2 目指す成果と達成に向けて講ずべき施策

(1) 政策課題1：生産性向上等に向けた生産基盤の強化

政策目標1 農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けた基盤整備による生産コストの低減

- 5
- ・ これまで区画整理等により農作業の機械化・省力化が促進され、稲作労働時間が低減してきたところであるが、全国の水田のうち、50a以上、1ha以上に大区画化された面積は、それぞれ全体の12%、6%にとどまる。基盤整備が行われておらず、良好な営農条件が確保されていない農地については、担い手が借り受けしづらい状況があり、地域計画でも受け手不在農地となる傾向がある。
- 10
- ・ また、平成11年(1999年)から令和4年(2022年)にかけて、稲作労働時間全体は38%低減したものの、水管理・草刈り等の管理作業に係る労働時間は24%の低減にとどまる。今後の農業者の減少も踏まえれば、農地周りの水管理・草刈り等の管理作業が営農上の負担になるおそれがある。
- 15
- ・ 自動走行農機、自動給水栓等のスマート農業技術の展開に必要な情報通信環境について、農地においては地形条件等により電波が通じにくい場所も存在している。
 - ・ 今後、農業者が減少する中で、良好な営農条件を備えた農地を確保し、生産性向上を図るため、担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業の推進に向けて、農地の大区画化、ほ場周りの管理作業の省力化に資する整備、
- 20
- ・ 情報通信環境の整備等を推進する必要がある。
 - ・ 特に、地形による制約等不利な生産条件を有する中山間地域等において、収益力の高い農業を行うためには、条件不利性を改善するための基盤整備、スマート農業技術の導入等を推進する必要がある。
- 25
- ・ 近年、米の輸出量が増加している中、更なる輸出拡大に向けて、低コストで生産できる輸出向け産地の育成が必要であり、米の生産コストの低減に取り組む必要がある。

ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策1 担い手への農地の集積・集約化及びスマート農業技術の導入による生産コストの低減を図るための農地の大区画化、管理作業の省力化に資する基盤整備等の推進

30

- 5 • 生産コストの低減に向けて、地域計画と連携しつつ、畦畔除去等の簡易整備を含む農地の大区画化、用排水路の管路化等の基盤整備を推進し、農業法人等の担い手への農地の集積・集約化を加速する。また、受け手不在農地に円滑に新規就農者や新規参入者を誘致する観点からも、これらの農地整備と地域の関係機関による誘致施策を一体的に推進する。
- 10 • 改正土地改良法において農地中間管理機構関連事業の事業実施主体に市町村が追加されるとともに、農地中間管理機構が所有権を有する農用地が事業対象に追加されたことを踏まえ、地域計画を踏まえたきめ細かな基盤整備を推進する。
- 15 • 自動走行農機等のスマート農業技術の導入に向けて、農地の大区画化、畑地・樹園地の区画整理・緩傾斜化、情報通信環境の整備等を推進する。
- 中山間地域を始めとして、営農上の負担となっている水管理・草刈り等のほ場周りの管理作業の省力化を図るため、自動給水栓、リモコン草刈機等のスマート農業技術の導入に適した水路のパイプライン化、法面の緩傾斜化、畦畔の拡幅等の整備を推進する。
- 20 • 基盤整備を契機としたスマート農業技術の普及に向けて、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律」（令和6年法律第63号）に基づく生産方式革新事業活動、専門作業の受注等を行う農業支援サービス事業等、関連施策との連携を図る。
- 25 • スマート農業技術、管理作業の省力化等に対応した新たな設計指針を令和7年度（2025年度）に制定し、技術面からの後押しを行いつつ、平坦地の農地においては1ha以上の大区画化を推進する。
- 低コストで生産できる輸出向け産地の育成に向けて、フラッグシップ輸出産地との連携の強化等を図りつつ、担い手の生産コスト低減のための農地の大区画化等の基盤整備を促進する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

○ 生産コストの低減

- 30 • 大区画化等の基盤整備実施地区における、担い手の米生産コストの労働費削減割合
- 基盤整備着手地区において、スマート農業の実装を可能とする基盤整備を行う地区の割合

② 活動指標

- ・ 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率
 - ・ 基盤整備完了地区における担い手経営面積に対する農地集約化率
 - ・ 基盤整備完了地区における事業実施前後での農業法人の経営農地面積の増加率
- 5 ・ 地域による農地・農業水利施設等の保全管理により構造改革の後押しが図られている地域の割合

政策目標 2 国内の需要等を踏まえた生産の拡大

- 10 ・ 海外依存度が高く国内生産の増大が求められる麦・大豆等のブロックローテーションの拡大及び国内外で需要のある野菜、果樹等の園芸作物への転換を進めていくことが課題となっている。
- ・ 持続可能な農業や海外市場も見据えた農業に転換していく観点からも、複合経営への転換、麦・大豆・園芸作物等の生産性向上及び規模拡大を図りつつ、新たな産地形成を促進する。そのため、地域の合意の下で水田の汎用化・畑地化、畑地整備を推進していく必要がある。

15 ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策 2 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大のための水田の汎用化・畑地化、畑地整備の推進

- 20 ・ 輸入依存度の高い麦・大豆及び野菜、果樹等の園芸作物について、実需の求める用途等に応じて、安定的な数量・品質で供給できるよう、新たな産地形成を促進するための水田の汎用化・畑地化や、畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化を推進する。
- 25 ・ 基盤整備に当たっては、地理的条件、土壌的条件、営農形態等の各地域の特性も踏まえ、地域の実情に応じたきめ細かな整備が必要である。また、効率的なブロックローテーション等の実現に向けた土地利用・水利使用の調整も推進する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

○ 国内の需要等を踏まえた麦・大豆・園芸作物等の生産拡大

- 30 ・ 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が3割以上増加している地区の割合
- ・ 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、事業実施前後で園

芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合

② 活動指標

- 5 ・ 基盤整備着手地区において、事業実施前後で麦・大豆等の生産量が3割以上増加する地区の割合
- ・ 基盤整備着手地区において、事業実施前後で園芸作物の生産額が2割以上増加する地区の割合
- ・ 裏作が可能な地域における基盤整備完了地区の耕地利用率

ウ 事業量

- 10 ・ 水田の基盤整備
 - うち水田の大区画化（1 ha 以上）
- ・ 水田の汎用化
- ・ 畑の区画整理・排水改良
- ・ 畑地かんがい

15 (2) 政策課題2：農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保

政策目標3 農業水利施設の戦略的な保全管理による持続的な機能確保

- 20 ・ 農地に農業用水を安定的に供給するとともに雨水等を適切に排水するために必要不可欠な農業水利施設は、食料安全保障の確保及び農業の持続的な発展を図っていく上で重要な生産基盤である。また、国土の保全や健全な水循環の維持・形成に寄与している。
- ・ しかし、基幹的な農業水利施設は老朽化が進行しており、明治用水頭首工の漏水事故のような突発事故の発生により、地域社会に影響を及ぼす事例も発生している。
- 25 ・ 基幹的な農業水利施設については、機能診断、健全度評価、劣化予測等を行い、あらかじめ、補修・更新の工法や時期を定め、計画的に補修・更新を行っていくことがより一層重要となっている。
- 30 ・ また、パイプラインについては、機能診断、劣化予測等が困難な場合が多く、老朽化の進行等により突発事故が多発している状況にある。このため、突発事故が生じた箇所の迅速な対応はもとより、当該箇所と一連の施設において同様の事故が連続して発生する事態への対応や、重大な事故の予兆となるような漏水、亀裂等が生じている施設についても迅速に対応することが課題となっている。

- 5 • 農村人口の減少により集落の共同活動が困難となっていく中で、基幹施設の維持管理は主に土地改良区、末端施設の維持管理は主に地域住民（共同活動）といった従来の役割分担だけでは、農業水利施設の保全管理が困難となっていくおそれがある。また、末端施設の維持管理は、人力による作業を前提としていることが多く、管理作業の省力化が求められる。
- 10 • 受益面積 300ha 未満の小規模な土地改良区は全体の約 7 割、専任職員不在の土地改良区は全体の約 5 割を占め、運営基盤に課題を抱えている地区も多い。
- 土地改良区等の施設管理者は、都市化・混住化、気候変動、営農変化等により、複雑かつ高度な維持管理を行うことが求められており、管理コストも増加傾向にある。
- 15 • このため、最新の技術的な知見を踏まえつつ、施設の計画的な補修・更新や状況に応じた迅速な補強、保全に関する取組を推進する体制の構築、維持管理の効率化・高度化等を通じて、農業水利施設の機能を持続的に保全し、将来にわたって農業用水の安定供給及び良好な排水条件を確保することが必要である。

ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策 3 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全に向けた施設の適時適切な補修・更新、適切な保全管理の推進

- 20 • 広範囲の受益を有する基幹的な農業水利施設については、機能の低下により、地域の農業生産活動の持続的な実施に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、農業者からの申請のみならず、改正土地改良法に基づく国又は都道府県の発意による事業実施を通じて、計画的な更新を推進する。その際、調査・計画・実施の全ての段階において、地域の農業者や土地改良区を始め
- 25 とする関係団体との十分な合意形成を図る。
- 急施の事業における、突発事故被害の復旧と併せて行う類似の被害防止対策、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の迅速な補強、代替施設の新設等を通じて、突発事故、機能喪失による通水停止等の事態の未然防止を図る。特に、埼玉県八潮市の下水道事故等を踏まえ、道路
- 30 陥没のリスクの大きいパイプラインへの対応を重点的に推進する。
- 地域内の関係者が連携して農業水利施設の保全に取り組むため、土地改良区、市町村、集落等の関係団体が協議を通じて役割分担を明確化するとともに、土地改良区の運営基盤の強化に取り組むための連携管理保全計画（以下

「水土里ビジョン」という。)の策定を推進する。水土里ビジョンは土地改良区が主体となって、市町村、集落等の関係者と協議の上で作成し、これに基づく取組を地域一体となって推進することで、基幹から末端施設までの機能の保全を図る。

- 5
- ・ 地域の農業水利施設の保全に向けた取組が持続的に行われるよう、土地改良区の再編整備（合併等）を始めとした、水土里ビジョンに基づく土地改良区の運営基盤の強化を推進する。
 - ・ 気候変動、都市化・混住化等の諸情勢の変化も踏まえ、土地改良区等による施設管理への支援施策も活用し、土地改良区と市町村、関連施設の管理者等との連携及び土地改良区同士の連携の強化を図る。土地改良区同士の連携に当たっては、複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定し、土地改良区間の水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。
- 10
- ・ 担い手の経営規模の拡大、水稻の品種や栽培方法の多様化、気象の変化等に対応して、必要な農業用水を確保・供給することができるよう、河川の流量等を踏まえて、水利使用規則の変更や緊急的な取水に向けて、他の利水者や河川管理者との協議・調整等を行う。
 - ・ これらにより、施設の長寿命化及びライフサイクルコストの低減、施設の補修・更新及び管理に係る費用・労力の抑制を図り、基幹から末端にわたる施設の機能を持続的に保全する。
- 15
- 20

施策 4 施設の集約・再編、省エネルギー化・再生可能エネルギー利用、ICT 導入等による維持管理の効率化・高度化の推進

- ・ 最新の技術的な知見を踏まえつつ、老朽施設の機能診断におけるロボット技術等の活用、更新に際しての施設の集約・再編及びポンプ等の省エネルギー化、小水力発電等の再生可能エネルギー利用、操作・運転の省力化・自動化のための ICT 導入等を推進する。
 - ・ ほ場周りの水路等については、管理作業の省力化を図るため、用排水路の管路化、自動給水栓の導入・更新、畦畔の拡幅、法面の被覆等をより一層推進する。
 - ・ 施設管理者に対して、最新の技術的な知見を踏まえた維持管理の効率化・高度化のための技術的支援を行う。
 - ・ 維持管理の更なる効率化・高度化のため、引き続き、関係機関と連携しつつ、施設情報のデジタル化を図るとともに、AI 等を活用した日常点検・機能診断、再生可能エネルギー利用等、関連する分野の技術開発を推進する。
- 25
- 30

- 建設現場の生産性向上を図るため、基準類の整備、入札時の企業評価での加点による導入業者へのインセンティブ付与等の取組を通じて、情報化施工の導入を促進する。また、調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における3次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性向上や、民間企業との連携により情報化施工で得られた3次元データをスマート農業技術に活用する取組を推進する。

イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

- 10 ○ 基幹から末端までの農業水利施設の機能保全の推進
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合
 - 土地改良区の受益面積のうち、水土里ビジョンにより地域の農業水利施設等の保全体制が構築された割合

- 15 ○ 維持管理の効率化・高度化の推進
- 更新事業（機能向上を伴う事業地区を除く）の着手地区において施設の集約・再編、ICTの導入等により維持管理費を節減する地区の割合

② 活動指標

- 20
- 健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設のうち対策未着手施設における対策着手率
 - 健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設における対策完了率
 - 農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積

- 25
- 農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積
 - 中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積

- 30
- 土地改良区における使用電力量に対する農業水利施設を活用した小水力等再生可能エネルギーによる発電電力量の割合
 - 新技術の開発件数
 - 国営工事における情報化施工技術の活用割合

ウ 事業量

- ・健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設
 - うち、対策を完了させる基幹的農業水利施設
 - うち、更新に着手する基幹的農業水利施設
- 5
- ・水土里ビジョンを策定する地区
- ・農業水利施設のストック適正化等に着手する地区
- ・農業水利施設を活用した小水力等発電電力量
- ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積
- 10
- ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積
- ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積

(3) 政策課題3：増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化

15

政策目標4 気候変動等により激甚化・頻発化する災害に対応した防災・減災対策の推進

- ・近年、短時間強雨の発生回数は増加傾向にあり、気候変動の影響により、今後降雨規模の増大はますます顕著になるものと予想される。将来的に洪水リスクが増加し、老朽化した農業水利施設等の被災リスクも増加することが懸念される。
- 20
- ・農業用ため池については、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（平成31年法律第17号。以下「ため池管理保全法」という。）に基づき、適正に管理及び保全を行うことが必要である。また、決壊等により人的被害を及ぼすおそれがある防災重点農業用ため池については、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和2年法律第56号。以下「ため池工事特措法」という。）に基づき、集中的かつ計画的に防災工事等を推進しているところであるが、防災対策を講じる優先度が高く、ため池工事特措法の期間内（令和12年度末まで）に防災工事に着手することとして防災工事等推進計画に位置付けられている約9,000か所のうち約4,800か所が未着手であり、防災工事等を加速化する必要がある。
- 25
- 30
- ・気候変動による少雪化・融雪の早期化及び渇水・高温、特定外来生物の拡

大等が生じている地域においては、農業用水が不足するリスクの増大、水管理の労力と費用の増高、施設操作への支障等が課題となっている。

- 5 • 令和6年（2024年）の能登半島における地震及び豪雨により、農業水利施設に加え、農道、農業集落排水施設等の農村インフラに甚大な被害が発生した。農業水利施設のみならず、農村インフラについても老朽化が進行しており、農業水利施設及び農村インフラの強靱化を推進する必要がある。
- 10 • このため、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月閣議決定）等に基づき、農業用ため池等の農業生産基盤及び農村インフラの防災・減災対策、流域治水の取組、渇水・高温対策等により、農業・農村の強靱化を推進する必要がある。

ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

施策5 防災重点農業用ため池の防災工事等の集中的かつ計画的な推進

- 15 • 農業用ため池については、ため池管理保全法に基づき、適正に管理及び保全を行う。
- 20 • 防災工事等推進計画に位置付けられた防災重点農業用ため池について、国営事業による対応も含め防災工事（廃止工事を含む。）等を加速化する。農業用ため池の決壊のほとんどが豪雨によることから、地域の実情に応じて、洪水吐きの改修などの豪雨対策を地震対策に先行して整備する段階的整備を推進する。防災工事等の実施に当たっては、防災工事等基本指針に基づき、生物多様性の確保を始めとする農業用ため池の多面的機能の発揮に十分に配慮する。
- 25 • 防災重点農業用ため池のハザードマップの作成・周知、ため池サポートセンター等によるため池管理者への技術的な支援、ため池の水位を把握するための遠隔監視機器の導入等のソフト対策を併せて推進する。
- また、ため池工事特措法の施行後5年を目途とした法の施行状況等の点検・検証を行い、防災重点農業用ため池の防災・減災対策の推進の在り方をとりまとめる。

施策6 気候変動等を踏まえた農業水利施設の整備、農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組、渇水・高温対策、農業水利施設の耐震対策、農村インフラの強靱化等の推進

- 30 • 気候変動に伴い激甚化・頻発化する災害に対応するため、将来予測に基づ

く計画策定手法も踏まえた排水施設の整備・改修を推進する。

- 5 • 流域治水の取組として、農地・農業水利施設の有する雨水貯留機能及び洪水調節機能並びに排水路、排水機場等排水施設の果たす地域全体の排水の役割を効果的・効率的に発揮・活用するため、水田の「田んぼダム」としての活用（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）、農業用ダムの事前放流等に取り組むとともに、農業用ため池、排水施設の整備・管理等を行う。
- 10 • 農地や農業用ため池などの農業水利施設が被災した場合は、被災状況に応じて、原形に復旧するだけでなく、災害復旧事業、あるいは、同事業に災害関連事業や既存の土地改良事業を組み合わせることにより、再度災害の防止や生産性の向上等に向けた改良復旧に効率的・効果的に取り組む。
- 15 • 改正土地改良法において、急施の防災事業では、老朽化等により施設の損壊が生じるおそれがある農業水利施設の補強や代替施設の新設等、急施の復旧事業では、災害復旧と併せ行う災害関連事業等による再度災害の防止のための改良復旧や突発事故被害における復旧と併せ行う類似の被害防止対策が対象に追加されたことから、これらの仕組みも活用し、農業水利施設等における被害が広がらないよう、事前対策と事後対応をより迅速かつ効率的・効果的に実施する。
- 20 • 大規模地震及び豪雨への備えとして、引き続き、農業水利施設等の地震対策及び豪雨対策を推進する。
- 25 • 「流域総合水管理」の考え方を踏まえ、河川管理者、利水者等との連携の下で、流域内の水資源の有効な活用により、必要な農業用水の確保の取組を推進する。また、同一水系等の複数の土地改良区が共同で水土里ビジョンを策定することにより、土地改良区間の水利調整、洪水時・渇水時の人材・資機材の融通等に取り組むことを促進する。
- 30 • 渇水時の番水や応急ポンプ等の活用、高温時のきめ細かな水管理等の取組を支援する。また、ナガエツルノゲイトウ等の特定外来生物について、農業水利施設の操作への支障や地域へのまん延を防ぐための駆除等の取組を支援する。
- 30 • 大規模地震の備えとして、農道・農道橋等の点検・診断を踏まえた保全対策、農業集落排水施設の耐震性能照査・保全対策等により、農村インフラの強靱化を推進する。

・ イ 施策の成果目標

① 重要業績指標（KPI）

○ 防災重点農業用ため池の防災工事の集中的かつ計画的な推進

- ・ 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合

○ 湛水被害等の防止

- 5
- ・ 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積

② 活動指標

- ・ 防災重点農業用ため池の評価完了の割合
- ・ 田んぼダムを取組を実施した水田の面積（地域の共同活動による防災・減災の取組を含む。）
- 10
- ・ 健全度評価により早急な対策が必要と判明している基幹的農業水利施設のうち対策未着手施設における対策着手率（再掲）
- ・ 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手率
- 15
- ・ 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手率
- ・ 避難所などの重要施設へ接続する農業集落排水施設の耐震性能照査の完了率

ウ 事業量

- ・ 防災工事に着手する防災重点農業用ため池
- 20
- ・ 評価が完了する防災重点農業用ため池
- ・ 各種防災対策の実施
- ・ 田んぼダムに取り組む水田の面積
- ・ 更新に着手する基幹的農業水利施設（再掲）
- ・ 保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル
- 25
- ・ 更新に着手する農業集落排水施設
- ・ 耐震照査を実施する農業集落排水施設

（４）政策課題４：農村の価値や魅力の創出

30 **政策目標５** 農村における所得の向上と雇用機会の創出、農村に人が住み続けられる生活環境の確保、多様な人材が関わる機会の創出

- ・ 農村は、農業が営まれている場であり、農業者を含めた地域住民の生活の

場でもあり、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしている。

- 農村においては、都市に先駆けて人口減少・高齢化が進行しており、農業者の減少に伴う食料安定供給への支障が懸念される。
- 特に中山間地域は、全国の総農家数、耕地面積、農業産出額のそれぞれ4割を占め、我が国の食料生産を担うとともに、多面的機能の発揮においても重要な役割を担っている。また、地域特性をいかした園芸作物等の導入や有機農業が行われており、こうした取組を引き続き推進する必要がある。一方で、人口減少・高齢化に伴う担い手不足、集落機能の低下等厳しい状況に置かれている。
- 農業者の減少に伴う集落機能の低下により、農地周りの草刈り、水路の泥上げ等の地域の共同活動については、活動参加者の減少及び高齢化により活動が停滞し、農業生産活動に影響することが懸念される。これに併せ、農村内の非農業者も、今後大幅な減少が見込まれることから、農村の地域社会の維持が困難となる事態も懸念される。
- 農村に人が住み続けられる生活環境の確保に必要な農村インフラについては、供用開始後20年を経過するものの割合が、令和6年（2024年）時点で農道橋は84%、農道トンネルは68%、農業集落排水施設は84%であり、近年増加している。点検、診断、個別施設計画の策定・更新を行い、あらかじめ、補修・更新の工法や時期を定め、計画的に補修・更新を行っていくことがより一層重要となっている。
- このように、農村人口の減少下においても、地域社会が維持され、農業の有する食料供給機能及び多面的機能が発揮されるよう、農業生産基盤及び農村生活環境の整備・保全を通じて、所得の向上と雇用の創出を図る取組を推進するとともに、農村に人が住み続けられる生活環境の確保が必要である。
- これらを通じて、農村の価値や魅力を創出し、農村外部の多様な人材に農業・農村に関わってもらい「農村関係人口の拡大」に取り組み、農村の振興を図ることが重要である。
- さらに、農村で農業生産活動が適切に行われることにより発揮される多面的機能が今後とも維持・発揮されるよう、農地の保全に資する共同活動を促進することが必要である。また、耕作放棄及び離農の要因にもなり得る鳥獣被害防止対策を推進する必要がある。
- 食料システムを持続可能なものとするためには、食料生産が環境に負荷を与える側面にも着目し、環境負荷低減の取組を図る観点から、「みどりの食料システム戦略」に則した農業生産基盤の整備・保全を推進する必要がある。なお、このような取組の中で、有機農業を学ぶプログラム等の取組を実施す

ることで、農村関係人口の拡大の一つのきっかけにもなり得ることが期待される。また、長期中干し、冬期湛水等の環境負荷低減の取組は、地域でまとまりをもって取り組むことで効率的かつ効果的に推進されることが期待される。

- 5
- ・ 地域の農業水利施設等の保全管理を担う土地改良区については、組合員の減少や高齢化が課題となる中、地域の多様化するニーズに対応し、異なる立場及び長期的視点を踏まえた運営を継続していくため、女性・若者等の多様な人材の参画を促していくことが必要である。

ア 政策目標の達成に向けて講ずべき施策

10

施策7 生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を通じた所得の向上と雇用の創出、生活インフラの確保

- 15
- ・ 中山間地域を始めとする農村において、冷涼な気候及び傾斜をいかした園芸作物の生産等、地域の特色をいかした営農を確立するための生産基盤及び生産・販売・交流・滞在施設等の総合的な整備を推進し、農村における所得の向上と雇用の創出を図る。これらの整備に当たっては、農村関係人口の拡大につながる農泊等との相乗効果の発揮を図るとともに、女性・若者等にとっての暮らしやすさ・働きやすさに留意する。あわせて、中山間地域等の実情に応じた小規模な基盤整備、農地へのアクセスの向上のための農道の整備等、きめ細かな基盤整備を推進する。
- 20
- ・ 中山間地域を始めとする農村に人が住み続けられるよう、農業集落排水施設、農道等の再編・集約、保全対策及び維持管理の効率化を推進するとともに、情報通信環境の整備等、生活インフラを確保する。

25

施策8 多様な人材の参画等を通じた農地・農業水利施設等の保全管理の体制強化、環境負荷低減の取組等の推進

- 30
- ・ 多面的機能支払制度等について、活動組織等の更なる体制強化に向け、都道府県、市町村等による企業、学校、農業に関心のある非農業者等と活動組織とのマッチングを推進すること等により、若者等の確保を図りつつ、多様な組織及び非農業者の参画を促進する。また、都道府県、市町村等の支援により広域化を推進することで、集落の枠組みを超えて広域的に保全管理活動を実施できる体制を構築する。さらに、事務手続の簡素化、デジタル技術の活用等の効率化を推進する。加えて、多面的機能支払制度等について、令和9年度（2027年度）の水田政策の見直しに向けては、活動組織の体制の強化

等について検討する。

- 5 • 土地改良区においては、幅広い経営形態・規模の農業者が運営に参画することでその活動を活性化するとともに、国、都道府県、土地改良事業団体連合会等が連携して、地域の実情に応じつつ、土地改良区における女性・若者等の多様な人材の理事への登用を推進することで、中長期的に持続可能な組織運営体制を確立することに取り組む。
- 10 • 中山間地域等の荒廃農地の発生防止と解消に向けて、地域ぐるみの土地利用に関する話合いに基づく、省力作物の栽培、放牧等の粗放的な利用を含めた、農地の保全に必要な基盤整備・施設整備の取組を支援する。
- 15 • ICT を活用した遠隔監視等のスマート鳥獣害対策も活用し、鳥獣被害防止対策を推進する。
- 環境負荷低減の観点から、「みどりの食料システム戦略」に則して、農業水利施設の省エネルギー化、再生可能エネルギーの活用、バイオ炭の農地施用等により、温室効果ガス削減を推進する。また、農地の区画整理、自動給水栓の設置等の基盤整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。さらに、多面的機能支払制度において地域でまとまりを持った長期中干し、冬期湛水等の環境負荷低減の取組を推進する。
- 20 • 「地方みらい共創に向けた緊急提言」（令和7年3月地方みらい共創研究会策定）に基づき、関係府省、都道府県、市町村、民間企業、教育機関等の参画するプラットフォーム（「農山漁村」経済・生活環境創生プロジェクト）の下、地域と企業のマッチング、連携等の新結合を促す取組を通じて、農村の関係人口を創出・拡大し、所得の向上と雇用の創出、生活の利便性確保等に取り組む。

イ 施策の成果目標

25 ① 重要業績指標（KPI）

○ 基盤整備を通じた所得の向上

- 中山間地域等を始めとする農村において、農業生産基盤及び生産・販売施設整備等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合

30 ○ 地域の共同活動による地域資源の適切な保全管理

- 農地の保全に資する地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

〔・農地・農業水利施設等の保全管理の共同活動を行う小規模組織のうち〕

体制強化に取り組む組織の割合

- ・中山間地域等における農業生産活動に係る地域の共同活動を行う小規模組織のうち体制強化に取り組む組織の割合

② 活動指標

- 5
 - ・土地改良区(土地改良区連合を含む。)の理事に占める女性の割合
 - ・「みどりの食料システム戦略」に係る環境負荷低減の取組を促進している地区の割合
 - ・整備・更新を行う小水力等再生可能エネルギー発電施設のうち、自家消費や地域一体的な電源の活用に取り組む施設の割合
- 10
 - ・農地の保全に資する地域の共同活動への参加者数
 - ・地域活性化に資する情報通信環境の整備に取り組む地区の割合
 - ・個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手率（再掲）
 - ・最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手率（再掲）
- 15

ウ 事業量

- ・農業生産基盤及び生産・販売施設整備等の総合的な整備により収益力向上等を達成する地区
- 20
 - ・情報通信環境の整備に取り組む地区
 - ・農地の保全に資する地域の共同活動により農業生産活動が維持される農用地面積（再掲）
- 25
 - ・農地・農業水利施設等の保全管理により農業生産活動が維持される農用地面積
 - ・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積
- ・保全対策に着手する農道橋及び農道トンネル（再掲）
- ・更新に着手する農業集落排水施設（再掲）

第5 大規模自然災害への対応

1 東日本大震災からの復旧・復興

- 5 国は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、被災地の復興に向けた取組を推進してきた。
- これまで、復旧対象農地1万9,640haのうち、令和7年（2024年）3月末時点で1万8,920ha（96%）の農地で復旧を完了している。残る農地・農業用施設についても、関係者との調整を進め、引き続き復旧を推進する。
- 10 岩手県、宮城県、福島県の3県では、地域の意向を踏まえ、地震・津波からの復旧に合わせた農地整備や大区画化を実施してきた。令和5年度（2023年度）末時点の整備計画面積8,380haに対して、整備完了面積は97%の8,160ha（このうち大区画化が完了した面積は6,830ha）となっており、残る農地整備についても引き続き実施する。
- 15 原子力被災12市町村では、営農再開に向けた農地整備を実施又は検討している面積が4,460haであり、このうち、令和5年度（2023年度）末時点で2,580haの農地整備が完了している。一方、避難指示解除の遅かった地域など本格的な復興が始まったばかりの地域においては、きめ細かな農地整備やため池等の農業水利施設の放射性物質対策を今後重点的に取り組む。
- 20 また、担い手確保が課題となっていることから、更なる農地の大区画化を進めるとともに、外部からの法人等の参入も含め、地域農業の次世代の担い手の育成・確保を図る。
- 加えて、限られた担い手や地域住民による維持管理体制の構築やICT技術を活用した管理の省力化に資する対策を推進する。

2 令和6年能登半島地震と豪雨災害からの復旧・復興

- 25 令和6年（2024年）1月に発災した能登半島地震は、農地4,208か所、農業用施設等9,879か所の被害をもたらした。国は、甚大な被害を受けた奥能登地域等にMAFF-SATを派遣（延べ約1万2,000人）し、石川県や被災市町と連携し、土地改良事業団体連合会等の協力を得つつ、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策を支援した。
- 30 また、国は、能登半島地震による被害の早期復旧に取り組むため、甚大な被害を受けた国営造成施設の直轄災害復旧事業（4地区）を実施するとともに、石川県からの要請を受け、大規模災害復興法に基づき、農地海岸（1地

区、7海岸)、農地地すべり(1地区)の直轄代行事業を実施しているところである。

- 5 • このように能登半島地震からの復旧に取り組む中、同年9月に発生した豪雨により、奥能登地域の約400haの農地に土砂・流木等が堆積するなど甚大な被害が発生した。このため、国は、MAFF-SATを被災地に派遣(延べ約760人)し、農地・農業用施設等の被害状況の把握や応急対策を支援した。
- 10 • 土砂・流木が堆積した農地約400haのうち、まずは、令和7年(2025年)春の営農再開に向け、石川県や被災市町等と連携し、比較的被害が小さい農地約170haの土砂撤去等の復旧工事を支援しており、当該復旧工事完了後も、引き続き、被害が大きい残りの約230haの農地や農業用ため池など被災した農業水利施設等の復旧を支援する。
- 15 • さらに、地域の将来の営農ビジョンを見据えて、被災された農業者の皆様が一日も早く生業の再建に取り組めるよう、石川県や被災市町等と連携し、世界農業遺産「能登の里山里海」のブランド力をいかした創造的復興に取り組む。

3 大規模自然災害への備え

- 20 • 近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、発災時における初動対応や技術支援を円滑かつ迅速に行うため、市町村等においても、平時から発災時における体制整備を行うことが重要である。
- 25 • 農地・農業用施設等の被害に係る調査や応急対策といった初動対応の迅速化に向け、平時からMAFF-SAT派遣候補者のリスト化、研修・訓練、資機材の整備等を通じて実行体制を強化する。また、MAFF-SATによる被災市町村支援が迅速に行えるよう、日頃から都道府県、市町村、関係団体等との連携強化に努めることとし、引き続き平時に市町村を訪問し、MAFF-SAT派遣等の支援内容を説明する等の取組を進める。
- 30 • 地方支分部局と土地改良事業に係る関係団体等の間で締結した災害協定に基づき被害状況の把握等の支援が円滑に行えるよう、日頃から連携強化に努める。
- 派遣職員の移動手段(車両)、情報通信機器、宿泊場所の確保等活動環境の改善を図るとともに、被災した農業用ため池の応急対策のため、災害用ポンプや簡易サイホン、水位計等遠隔監視機器等をあらかじめ確保する。
- これらの取組を進めるため、土地改良技術事務所に防災・災害対策技術課を新設することなどにより、激甚化・頻発化する災害に迅速に対応する。

第6 計画の円滑かつ効果的な実施に当たって必要な事項

本計画の効率的かつ効果的な推進を図るため、以下を踏まえて、土地改良事業を推進する。

1 環境と調和のとれた持続可能な農業生産への対応

- 5 ・ 温室効果ガスの排出量削減に向けて、農業水利施設を活用した小水力発電等再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、老朽化した農業水利施設の更新に際して、施設の集約・再編、ポンプ等の省エネルギー化の取組を推進する。また、農地の大区画化及び集積・集約化による機械作業の効率化並びにバイオ炭の農地施用を推進する。
- 10 ・ 有機農業の拡大を後押しする観点から、農地の区画整理、機械による除草のための畦畔拡幅及び法面の緩傾斜化、雑草抑制のための深水管理を効率化する自動給水栓の設置等の基盤整備と併せて、有機農業の生産団地の形成を図る。

2 土地改良区の運営体制の強化

- 15 ・ 地域の農業水利施設の保全の取組が持続的に行われるよう、土地改良区の再編整備（合併等）を始めとした、水土里ビジョンに基づく土地改良区の運営基盤の強化を推進する。
- ・ 土地改良区の運営基盤の強化の前提となる土地改良区の経営診断・改善指導、研修等に対して支援する。
- 20 ・ 農地の集積が進む中で、担い手の意見を土地改良区の運営に適切に反映させるとともに、地域の実態に応じた耕作者と所有者の適切な役割分担を促進する等の観点から、准組合員制度の活用を推進する。
- ・ 多面的機能支払制度の活動組織にとどまらず、土地改良に関わる建設業者等を始めとした、施設の維持管理に協力する個人・法人の参画を得て、組合員が減少する中でも施設を保全できる体制を構築する観点から、施設管理准組合員制度の活用を推進する。
- 25 ・ これらの取組を推進し、土地改良区の運営体制の強化を図るため、国、都道府県、市町村及び土地改良事業団体連合会による土地改良区運営基盤強化協議会を組織してきており、土地改良区ごとの課題や組織・運営体制の差異
- 30 にに応じたきめ細かい支援を実施する。

3 技術開発の促進と普及、人材の育成

- 本計画の政策目標の達成に資する技術開発、その円滑な導入・普及に向けた産学官の連携、研修、技術書の普及・啓発、現場における技術実証等の取組を推進する。
- 5 • 技術開発、普及の取組を計画的かつ効果的に推進するため、新たな技術開発計画を策定する。
- 都道府県、市町村、土地改良区等の農業農村工学技術者が減少する中、維持管理の効率化・高度化等に向けた最新技術を現場で活用できる人材や、地域の特性に応じた様々な施策を講ずることができる人材の育成を、教育機
- 10 関、民間企業、土地改良事業団体連合会とも連携しつつ推進する。あわせて、幅広い分野・世代から人材を確保する取組を推進する。
- 気候変動対策等の我が国の質の高い農業農村開発技術の海外展開並びに、国際会議への参加、技術交流及び海外人材派遣を通じた関係国・地域との連携強化を推進する。

15 4 入札契約の透明性、公平性及び競争性の向上と品質確保の促進

- 入札契約の透明性、公平性及び競争性の一層の向上のため、多様な入札制度を活用しつつ、適正価格による契約を推進する。
- 以下を通じて、品質確保の取組を一層促進する。
 - ① 余裕期間の確保を含めた適正な工期設定、週休2日の確保等による長時間労働の是正、女性・若年層の技術者の育成・活躍に向けた労働環境の整備、最新の実態を反映した積算による適正利潤の確保などの働き方改革の推進
 - ② 情報化施工の導入並びに調査・測量、設計、施工及び維持管理の各段階における3次元データの活用を通じたプロセス全体での生産性向上
 - ③ 資材価格の上昇にも対応するため、価格以外の多様な要素を勘案して、
 - 25 総合的に価値の最も高い資材等の採用に努めるとともに、これに必要な費用を適切に反映した予定価格の適正な設定
 - ④ 社会情勢の変化に対応したWeb会議の活用、立会・検査における遠隔確認

5 関連施策や関係団体との連携強化

- 30 • 地域計画の枠組みを通じて、担い手への農地の集積・集約化を進め、所有者不明農地の発生を抑えることが重要であるが、その上で、所有者不明農地が土地改良事業の円滑な実施及び土地改良区運営に支障を来している場合

には、法務省と連携しつつ、令和5年（2023年）4月施行の改正民法により創設された所有者不明土地管理制度等を活用することで、その解消を図る。

- 5 土地改良事業の効果を早期に発現させる観点から、土地利用調整・営農・経営・販売に対する指導、機械の導入支援、鳥獣被害対策等の農業・農村に関連する様々な施策との連携強化を図り、相乗効果を高めながら土地改良事業を実施する。
- 10 その際、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業委員会、農業者、地域住民、農村型地域運営組織（農村RMO）等と連携強化を図りつつ、現場の実態及び課題の把握、関係事業の紹介等を行うことで、効果的・効率的に施策を推進する。

6 国民理解の醸成

- 15 土地改良事業は、農業生産基盤の整備・保全により、消費者への安定的かつ経済的な食料供給を通じた食料安全保障の確保に加え、集落・市街地の洪水・湛水被害の防止・軽減、健全な水循環の維持・形成、等にも貢献している。事業により形成された施設の管理者でもある土地改良区は、農業水利施設等の適切な維持管理はもとより、地域の関係者による連携・協働を促進し、地域コミュニティの維持にも寄与している。
- 20 こうした土地改良事業及び土地改良区の役割・必要性について、都道府県、市町村及び関係府省と連携しつつ、学校、地域のイベント等の様々な機会及びパンフレット配布等の各種媒体を活用した幅広い世代への情報発信による普及啓発等を通じて、地域内外の国民の理解醸成を図る。
- 25 また、新たな食料・農業・農村基本計画において、食育の推進、食文化の保護・継承等を推進する旨が位置付けられたことを踏まえ、国民理解の醸成に向けてこうした活動との連携にも積極的に取り組む。
- 農業、農村の有する多面的機能を支える地域の共同活動について、SDGsへの貢献の観点も含めて企業、学校等に対する情報発信を推進する。
- 30 世界農業遺産・日本農業遺産及び世界かんがい施設遺産と連携した農地・農業水利施設の歴史的・社会的・文化的・技術的価値について、パンフレット配布やイベント開催による情報発信の取組、これらの遺産を活用した教育機会の確保、インバウンド受入促進等の観光振興による地域活性化の取組等を通じて理解を促進する。